

(保 18)

令和2年4月14日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の対応について

令和2年2月・3月審査分について、新型コロナウイルス感染症の拡大を招くリスクがあると判断された場合には審査委員会の規定にかかわらず、必要に応じて審査委員の2分の1未満の出席により審査決定をすることや、審査委員長の一任により審査決定をすることもやむを得ないとする取扱いがされてきましたが、本件につきましては「当分の間」このような取扱いとする旨、厚生労働省保険局より事務連絡が発出されたことをお知らせいたします。

また、4月7日に政府から7都府県に対して、緊急事態宣言が発令されたことを受け、支払基金本部や国保連合会・国保中央会において、4月審査分における審査委員会及び業務処理や職員の勤務体制等について検討がなされました。

特に、東京都におきましては、電子レセプトは算定ルール等に関するコンピュータチェックのみを行い、オンライン請求等が免除されている医療機関について、支払基金は概算払い、国保連合会ではデータ化処理を行い審査決定額に基づき医療機関に支払われることとなります。

さらに北海道国保連合会の職員に感染者が出たため、今月においては東京都国保連合会と同様の対応をすることとなりました。

現時点において、審査委員会は感染対策を講じた上で開催とされておりますが、今後の事態の推移を踏まえ、審査委員会の継続が難しいと判断される地域におかれましては、まずは各審査委員会でご相談いただくとともに、日本医師会にご報告いただきますようお願いいたします。厚生労働省、支払基金、国保中央会に申し入れていく所存であります。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について
(令和2年4月13日 厚生労働省保険局保険課 事務連絡)
2. 新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について
(令和2年4月10日 厚生労働省保険局国保課・高齢者医療課 事務連絡)

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 3 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

令和 2 年 4 月 7 日付けで照会(別添)があった診療報酬等の審査については、当面の間、審査委員会を開催することにより、新型コロナウイルスの感染の拡大を招くリスクがあると判断される場合には、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和 23 年 12 月 13 日厚生省令第 56 号)第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、必要に応じて審査委員の 2 分の 1 未満の出席により審査決定をすることや審査委員長の一任により審査決定をすることもやむを得ないと解する。

この取扱いの期間については、社会保険診療報酬支払基金と保険局保険課で協議の上、別途連絡する。

なお、この取扱いは、保険局医療課にも協議済みであることを申し添える。

重要性分類Ⅱ
事務連絡
令和2年4月7日

厚生労働省保険局
保険課 御中

社会保険診療報酬支払基金

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

現在、支払基金審査委員会においては、診療報酬請求書の審査決定をなす場合、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和23年12月13日 厚生省令第56号）第2条第1項に基づき、毎月月末までに審査委員の2分の1以上の出席による第二次審査において決定しているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年2月21日付け及び同年3月12日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡をもって、令和2年2月及び同年3月の審査決定については、当該規定にかかわらず、必要に応じて審査委員の2分の1未満の出席により審査決定をすること等の回答をいただき、審査決定の措置を講じていただいたところです。今もなお、感染の収束がみられず、審査委員が一堂に会する第二次審査において感染のリスクがあるため、その実施を中止する必要があります。

つきましては、令和2年2月26日付け厚生労働省保険局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者の対応について」記3(1)を踏まえ、下記の件についてご教示願います。

記

【照会事項】

当感染症の影響による感染のリスクから、同規程第2条第1項の規定にかかわらず、感染が収束するまでの当面の間、必要に応じて審査委員の2分の1未満の出席により審査決定をすることや審査委員長一任により審査決定することとしても差し支えないか。

(参考)

※ **社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会
規程（昭和 23 年 12 月 13 日 厚生省令第 56 号）**

第 2 条第 1 項

審査委員会において、診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。第 3 項を除き、以下同じ。）の決定をなす場合には、審査委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ審査の決定をすることができない。

第 2 条第 2 項

審査委員会において、審査のため必要ある場合には、審査委員の担当を定めて、あらかじめ審査をすることができる。

第 3 条

審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の末日までに審査しなければならない。

第 7 条第 2 項

審査委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

事務連絡
令和2年4月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会による診療報酬等の審査については、国民健康保険診療報酬審査委員会又は後期高齢者医療診療報酬審査委員会（特別審査委員会を含む。）を開催することにより、新型コロナウイルスの感染の拡大を招くリスクがあると判断される場合には、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第40条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第113条の規定にかかわらず、当分の間、必要に応じて定足数の2分の1未満の出席により審査決定をすることや審査委員会会長の一任により審査決定をすることもやむを得ないものと解することとしたのでお知らせする。また、特に当該リスクが高い都道府県においては、審査委員への新型コロナウイルス感染症の感染を防止する観点から、柔軟な業務体制とすることも差し支えない。この取扱いにより審査を行う期間については、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会と厚生労働省保険局国民健康保険課、及び高齢者医療課で協議の上、別途連絡する。上記について、貴管内関係者に対する周知等に遺漏なきよう期されたい。

なお、この取扱いは、保険局医療課にも協議済みであることを申し添える。